

令和8年1月吉日
山梨県民信用組合

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けたお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合では政府方針に基づき、手形・小切手の全面的な電子化に向け官民一体で取り組んでおります。

つきましては、下記の通り対応させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

当組合では、「紙」の手形・小切手に代わる決済手段として、電子記録債権（でんさい、でんさいライト）やインターネットバンキング（IB）をご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

	対応事項	実施（予定）日	留意事項
一	当座預金の新規口座開設の終了	令和6年7月1日（月） より ※実施済	開設済の口座は引き続き ご利用いただけます。
一	令和9年4月以降を期日とする 手形・小切手の代金取立の受付終了	令和6年7月1日（月） より ※実施済	支払呈示期間中にお取引店で ご入金をお願いします。
一	でんさいライト取扱開始	令和7年11月17日（月） より ※実施済	スマホ・タブレットからも ご利用いただけます。
①	「でんさい、でんさいライト」の お客さま向けWEBセミナー開催	詳細は別途ご案内いたします。	
②	手形・小切手帳および自己宛小切手 の発行終了 ※署名鑑印刷サービスを含む	令和8年6月30日（火） をもって発行受付終了	発行終了日時点でお持ちの 手形・小切手は、引き続きご 利用いただけます。
③	当座勘定における「出金票」の 取扱開始	令和8年7月1日（水） より	「出金票」は店頭にご用意 しております。
④	当座勘定における「キャッシュカー ド」の取扱開始	令和8年7月1日（水） より	当組合のATMでのみご利 用いただけます。
⑤	手形・小切手（自己宛含む）の 最終振出期限の設定	最終振出期限 令和8年9月30日（水） ※手形の最終支払期限 令和9年3月31日（水）	最終振出期限を超えて振り 出された手形・小切手は決済で きません。
⑥	他金融機関を支払地とする手形・ 小切手の入金および代金取立の 受付終了	令和8年9月30日（水） をもって受付終了	受付終了日以降、手形・小 切手を受け取った場合は、振 出金融機関や振出人等に決 済方法をご相談ください。
	当組合を支払地とする手形・小切手 の入金および代金取立の受付終了	令和9年3月31日（水） をもって受付終了	
⑦	手形用紙による手形割引の終了	令和9年3月31日（水） 支払期日分まで	令和8年9月30日以前に 振り出され、かつ令和9年3 月31日までを期日とする 手形は割引可能です。

① 「でんさい、でんさいライト」お客様向け WEB セミナーの開催

当組合では、手形、振り込みに代わる新たな決済手段「でんさい、でんさいライト」を運営する、「株式会社でんさいネット」のご担当者様による「でんさい、でんさいライト」WEB セミナーを開催いたします。セミナーの詳細につきましては、別途ご案内いたします。

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。

「紙」の手形・小切手に代わる決済手段として、「でんさい、でんさいライト」(電子記録債権) や、インターネットバンキング (IB) をご用意しておりますので、電子的決済への移行をご検討くださいますようお願いいたします。

② 手形・小切手帳および自己宛小切手の発行終了 ※署名鑑印刷サービスを含みます。

発行終了日：令和 8 (2026) 年 6 月 30 日 (火)

発行終了日時点でお持ちの手形・小切手は、引き続きご利用いただけます。

③ 出金票による当座勘定からのお引き出しの取扱開始

取扱開始日：令和 8 (2026) 年 7 月 1 日 (水)

出金票の ご利用方法	出金票をご利用いただく場合は、届出の印章による記名押印のうえ「当座勘定キャッシュカード」又は「当座預金入金帳」とともにお取引店窓口にご提出ください。
---------------	--

- 「当座預金入金帳」ご提出での現金お引き出しの場合は、上限金額を 30 万円までとさせていただきます。(「当座勘定キャッシュカード」ご提出による現金お引き出し金額の上限はございません。)
- 出金票を他者へ交付・譲渡することはできません。
- お引き出しに際し、本人確認書類の提示等を求めることがあります。
- 渉外担当等による店舗外での取り扱いはできません。

④ 当座勘定キャッシュカードの取扱開始

取扱開始日：令和 8 (2026) 年 7 月 1 日 (水)

キャッシュカ ードのご利用方 法	当組合の ATM にてご利用いただけます。提携金融機関、セブン銀 行、ゆうちょ銀行、JR 東日本の ATM ではご利用いただけません。
------------------------	--

- 令和 8 年 7 月 1 日(水)より、お取引店にて当座勘定キャッシュカード発行のお申込み受け付けを開始いたします。カードはお申込みから 1~2 週間程度で、当組合にご登録いただいているご住所に簡易書留郵便でお届けいたします。
- 取扱開始に伴い、当座勘定キャッシュカード規定を制定いたします。規定は追って当組合ホームページに掲載いたします。書面をご希望のお客さまは、お手数ですが店舗窓口までお申し出ください。

⑤ 手形・小切手（自己宛含む）の最終振出期限の設定

最終振出期限：令和8（2026）年9月30日（水）

○最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手は決済できません。

○手形の最終支払期日：令和9（2027）年3月31日（水）

⑥ 手形・小切手の入金および代金取立の受付終了

他金融機関を支払地とする場合：令和8（2026）年9月30日（水）

当組合を支払地とする場合：令和9（2027）年3月31日（水）

○受付終了日以降、手形・小切手を受け取った場合は、振出金融機関や振出人等に決済方法をご相談ください。

⑦ 手形用紙による手形割引の終了

最終期日：令和9（2027）年3月31日（水）支払期日分

○令和8年9月30日（水）以前に振り出され、かつ令和9年3月31日（水）までを期日とする手形は割引可能です。

○でんさい割引は引き続きお取り扱いできます。

「当座勘定規定」の改定

出金票による当座勘定からのお引き出しおよび、当座勘定キャッシュカードの取扱開始に伴いまして、当座勘定規定を改定いたします。詳細につきましては、追って当組合ホームページに通知いたします。

以 上

《本お知らせに関するお問い合わせ先》

山梨県民信用組合 事務部 事務管理課

TEL 055-220-7841

受付時間 平日 9:00～17:15 （祝日・12/31～1/3 は除きます。）